

《キーワード》 障害者、障害者歯科、障害者の医療・保健・福祉、発達障害、身体障害、対応法

《担当者名》 別途周知

【概要】

先天的・後天的な異常や疾患によって、日常生活や社会生活において継続して相当な制約を受ける状態にある人を障害のある人、すなわち、障害児（者）といわれている。障害児（者）は福祉行政上の用語であり、原因や症状、疾患に基づいての診断名ではなく、障害を発症する原因・要因は多種・多様である。

そこで、本授業では、障害者と障害者歯科学の概念 疾病と障害及びその特殊性 障害者歯科医学と保健・福祉との関連 発達障害の要因と分類（精神遅滞、ダウン症、自閉症ほか） 身体障害（肢体不自由）の原因と分類 精神及び行動の障害 障害者の歯科保健と治療等の基本的事項を学ぶ。

【学習目標】

1. 障害者の概念と特殊性について説明できる。
2. 障害者の保健・医学・福祉について概要（各種制度・法律など）を説明できる。
3. 発達障害の原因と分類について説明できる。
4. 身体障害（肢体不自由）の原因と分類について説明できる。
5. 精神及び行動の障害に対して説明できる。
6. 障害者の歯科疾患、予防と治療の基本的事項について説明できる。

【学習内容】

回	テーマ	授業内容および学習課題	担当者
1	障害の概念と特殊性について講義する。		
2	障害者の保健・医療・福祉について講義する。		
3	発達障害の原因と分類、各種疾患について講義する。		
4	身体障害（肢体不自由）の原因と分類、各種疾患について講義する。		
5	障害者の行動と歯科的対応法について講義する。		
6	障害者の歯科疾患とその特徴、予防と治療の基本について講義及び外来での臨床見学実習を行う。		

【評価方法】

出席状況、提出物、臨床実習

【備考】

教科書： 授業・実習中に指示する。

参考書： 授業・実習中に指示する。

その他： 外来における実習を含む。
別途時間割を配付する。

【学習の準備】

事前に提示した到達目標に合わせて、関連資料の収集・文献講読をしておくことが望ましい。